政令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第百五十九号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第四条中「八課」を「九課」に、「消費者情報課」を「消費者情報課　地方協力課」に改める。

第八条第二号中「第三章、」を削り、同条第十号及び第十一号を削る。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（地方協力課の所掌事務）

第九条　地方協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者庁の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

二　消費者安全法（第三章に限る。）の規定による消費者安全の確保に関すること。

三　独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

四　独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（参事官の設置期間の特例）

2　第三条第一項の参事官のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正）

2　内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第八条ただし書中「消費者庁消費者情報課」を「消費者庁地方協力課」に改める。

（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令の一部改正）

3　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条のうち消費者庁組織令第十二条に一号を加える改正規定中「第十二条」を「第十三条」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第百六十号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四号中「係るもの」の下に「並びに調査課の所掌に属するもの」を加える。

第四十四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

附　則

この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第百六十一号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十四年六月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
総務大臣　原口　一博
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎